

れることを確保する（第二十一条）。

(12) 難民の児童に対する保護及び援助

締約国は、難民の地位を求めている児童又は難民と認められている児童が適当な保護及び人道的な援助を受けることを確保するための適当な措置をとる（第二十二条）。

(13) 医療及び福祉の分野における児童の権利

(イ) 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める（第二十三条）。

(ロ) 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める（第二十四条）。

(ハ) 締約国は、養護、保護又は治療を目的として収容された児童に対する処遇等に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認めれる（第二十五条）。

(二) 締約国は、すべての児童が社会保障からの給付を受ける（第十九条）。

(二) 締約国は、権利を認めるものとし、このための必要な措置をとる（第二十六条）。

(二) 締約国は、相当な生活水準についての児童の権利を認め（第二十七条）。

(14) 教育及び文化の分野における児童の権利

(イ) 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するための措置をとる。また、締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる（第二十八条）。

(ロ) 締約国は、児童の教育が、児童の人格、才能等を最大限度まで発達させること、人権及び基本的自由並びに国連憲章にうたう原則の尊重を育成すること、児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること等を指向すべきことに同意する（第二十九条）。

(ハ) 少数民族に属し又は原住民である児童は、自己的文化を享有し、自己の宗教を信仰して実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない（第三十条）。

(二) 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童が遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に参加する権利を認める（第三十一条）。

(イ) 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは教育の妨げとなり又は健康若しくは発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める（第三十二条）。

(ロ) 締約国は、麻薬及び向精神薬の不正な使用からの児童の保護等のためのすべての適当な措置をとる（第三十三条）。

(ハ) 締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する（第三十四条）。

(ロ) 締約国は、児童の誘拐、売買又は取引を防止するためのすべての適当な措置をとる（第三十一条）。

(15) (二) 締約国は、いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける機会の平等を基礎として達成するための措置をとる。また、締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる（第二十八条）。

(イ) 締約国は、いかなる児童も、自由を奪われた児童が、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること、特に、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されると等を確保する（第三十七条）。

(二) 締約国は、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる（第三十一条）。

(ロ) 締約国は、放置、搾取若し